

令和2年4月10日



交代制勤務等の実施について

令和2年4月7日付けで発出された新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえ、市では市職員の交代制勤務等の実施について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

【概要】

(1) 交代制勤務等を実施する目的

- ・職員の通勤途上及び執務中の接触機会を低減し、当該感染症の蔓延を防止するため
- ・勤務を分散することで、業務執行体制を継続的に確保するため

(2) 実施概要

- ・交代制勤務：業務の絞り込みを進め、職員を所属ごとに複数の班等に分割し、交代で勤務させる
- ・分散勤務：会議室等の空きスペースを活用し、職員を分散して勤務させる

(3) 開始時期及び実施期間

- ・4月13日(月)以降、速やかに実施（※）準備の整った部署から随時開始
- ・当面5月6日(水)までを想定、必要に応じて延長の可能性あり

(4) 対象とする職員

- ・全職員(正規職員のほか、会計年度任用職員、派遣職員等を含む)

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市総務部人事課 小島, 伊藤, 黒澤

電話 04-7167-1113 / FAX 04-7166-6026